

広域リージョン連携推進要綱

令和7年9月2日（総行行第425号）制定

第1 趣旨

人口減少が進む中であっても、地域の成長力を維持していくためには、地域における「しごと」を効果的に生み出し、経済・雇用面での地域の持続可能性を確保することが不可欠であるが、そのためには産業振興・観光・交通といった分野において付加価値・競争力を高めていくことが重要になる。

他方、これらの分野については、企業等の活動や観光客の移動の範囲など、その対象が地方公共団体の区域に限定されるものではなく、また、地方公共団体の区域を超えて活動している関係団体・事業者等とのつながりや専門的な知見が必要となるなど、施策によっては、個々の市町村で、あるいは、個々の都道府県で取り組むだけでは十分な効果が発揮されないものがある。このような施策については、市町村・都道府県の枠を越えた広域の単位で、多様な主体が目指すべき姿を共有した上で、それぞれの主体の強みを生かしつつ、一体的に事業に取り組む連携を進めることにより、相乗効果を生み出すことが必要である。

特に、都道府県域を超えた広域の単位で取り組む場合には、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体がプラットフォームを形成し、中長期的なビジョンを共有しつつ、複数のプロジェクトを面的に展開していくことが有効と考えられる。

この点、従来から、都道府県域を超える広域の単位で、都道府県間の連携や経済団体による施策の方向性の共有等を中心とした取組は行われてきたところであるが、地域の成長やイノベーションの創出のためには、より連携を深化させて、具体的なプロジェクトを面的かつ分野横断的に実行していくことが望まれる。

本取組は、こうした観点から、地域の成長につながる施策が面的かつ効果的に展開されていく状態を創出できるよう、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体が連携し、都道府県域を超えた広域の単位で行われる取組を「広域リージョン連携」として推進しようとするものである。

第2 広域リージョン連携の基本的な考え方

都道府県域を超えた広域的な単位で、地方公共団体と経済団体や企業、大学、

研究機関等の多様な主体により構成される枠組み（以下「広域リージョン」という。）の下、広域リージョンに参画する各主体（以下「リージョン構成団体」という。）は、共同で広域リージョン連携宣言を行い、その目指すべき姿を共有した上で、広域リージョン連携ビジョンを策定し、当該ビジョンに基づき、地域の成長やイノベーションの創出につながる複数のプロジェクトに、連携して持続的に取り組む。

国は、成長やイノベーション創出のための取組を面的かつ分野横断的に広げていくため、宣言を行った広域リージョンに対し、省庁横断的に必要な支援を行う。

第3 広域リージョン連携宣言

（1）定義

広域リージョン連携宣言は、第3（2）に規定する事項を記載した書面（以下「連携宣言書」という。）をリージョン構成団体が共同で作成し、公表することをいう。

（2）連携宣言書に記載する事項

連携宣言書においては、以下の事項について記載するものとする。

- ① 宣言を行う広域リージョン（以下「宣言リージョン」という。）の名称及びその区域
- ② リージョン構成団体の名称
- ③ 宣言リージョンの目指すべき姿
- ④ 宣言リージョンにおいて取り組むことを想定する分野

（3）リージョン構成団体

リージョン構成団体は、宣言リージョンの下で実施するいずれかのプロジェクトに参画する地方公共団体、経済団体（企業や経営者等を構成員とするものであって、当該構成員の範囲が複数の業種にわたるもの。以下同じ。）、企業、大学、研究機関等の多様な主体とする。ただし、リージョン構成団体には必ず地方公共団体及び経済団体が含まれるとともに、次のア及びイのいずれにも該当する必要があるものとする。

ア 構成する地方公共団体の区域は、複数の都道府県にまたがっていること（北海道及び沖縄県がリージョン構成団体となる場合又は北海道及び沖縄県の区域内の複数の市町村がリージョン構成団体となる場合を除く。）

イ 構成する経済団体の主たる活動範囲（複数の経済団体がリージョン構成団体である場合は、各経済団体の活動範囲を併せた範囲）は、アに掲げる地方公共団体の区域をおおむね含んでいること

なお、リージョン構成団体は、他の広域リージョンに参画することも可能である。

（４）宣言リージョンにおいて取り組むことを想定する分野

宣言リージョンは、経済・雇用面での地域の持続性を高めていく観点から、おおむね以下の分野において、原則として、先端科学技術の活用や高度専門人材の育成など、地域の成長やイノベーションの創出につながる取組を行うものとする。

＜宣言リージョンにおいて取り組むことを想定する分野の例＞

A 産業振興分野

：地域における産業クラスターの形成やスタートアップ支援、農林水産物の輸出促進・販路拡大に関する取組等

B 観光分野

：文化・スポーツを含む地域資源を活用した観光の振興に関する取組等

C 交通分野

：MaaS（複数の交通手段を一つにまとめ、検索・予約・決済等を一括で行うサービス）の推進に関する取組等

（５）広域リージョン連携宣言の変更等

リージョン構成団体に増減が生じたときその他の著しい状況の変更があったときは、宣言リージョンのリージョン構成団体は、速やかに広域リージョン連携宣言の変更又は廃止を行うものとする。

広域リージョン連携宣言の変更（軽微な変更を除く。）又は廃止をする際は、原則として、リージョン構成団体における協議を経るものとする。

（６）連携宣言書の公表及び送付

連携宣言書を作成したとき又は広域リージョン連携宣言の変更若しくは廃止を行ったときは、リージョン構成団体は、これを公表し、この写しを総務省に送付するものとする。

第４ 広域リージョン連携ビジョン

(1) 広域リージョン連携ビジョンの定義

広域リージョン連携ビジョン（以下「連携ビジョン」という。）は、宣言リージョンが第4（2）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、リージョン構成団体における協議が調ったものをいう。

(2) 連携ビジョンに記載する事項

連携ビジョンにおいては、上記第1の趣旨を踏まえ、以下の事項について記載するものとする。なお、下記の記載事項の全て又はその一部を、広域地方計画（国土形成計画法（昭和25年法律第205号））又は北海道総合開発計画（北海道開発法（昭和25年法律第126号））若しくは沖縄振興基本方針及び同基本方針に基づく沖縄振興計画（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号））等の参照箇所の記載により代えることができる。

① 広域リージョンの目指すべき姿（中長期的な将来像）

広域リージョンが、③に記載するプロジェクトを通じて実現することを目指す中長期的な将来像を提示するものとする。

② 目指すべき姿の実現に向けたロードマップ

①に記載する広域リージョンの目指すべき姿の実現に向けて、広域リージョンの下で実施するプロジェクトの全体像（各プロジェクトのスケジュール、目標等）を記載するものとする。

③ 宣言リージョンの下で実施するプロジェクトの具体的内容

宣言リージョン下で実施するプロジェクトごとに、その具体的内容を記載するものとする。

＜プロジェクトの具体的内容＞

ア プロジェクトの名称

イ プロジェクトの実施主体

当該プロジェクトの実施主体となるリージョン構成団体その他の主体の名称を記載するものとする。

実施主体については、全てのプロジェクトに全てのリージョン構成団体が参画することが求められるものではないが、一のリージョン構成団体のみであることは認められず、複数かつ多様なリージョン構成団体で構成されるものとする（複数であっても地方公共団体のみ、企業のみといった構成は認められない。）。ただし、複数かつ多様なリージョン構成団体により設立された法人がプロジェクトの実施主体である場合など、

実質的に複数かつ多様なリージョン構成団体が実施主体となっていると認められる場合はこの限りでない。

また、プロジェクトの推進に当たって適当と認められる場合には、リージョン構成団体以外の主体が参画することも可能である。

ウ 広域地方計画等における関連する記載

広域地方計画又は北海道総合開発計画若しくは沖縄振興基本方針及び同基本方針に基づく沖縄振興計画における、当該プロジェクトと関連する箇所を記載するものとする。

エ 具体的内容

当該プロジェクトにおいて、実施主体間の役割分担や効率的な実施体制を含め、具体的にどのような取組を実施するのかを記載するものとする。

オ 事業費

予算措置を伴うプロジェクトにあつては、想定する総事業費や各年度の事業費を記載するものとする。

カ 広域リージョンの下で実施することにより期待される効果

広域リージョンの下で実施することにより、リージョン構成団体が単独で実施した場合と比較して期待される効果（広域リージョンの下での面的な展開の度合いや期待される地域の成長やイノベーションの創出等の具体的な内容等）を記載するものとする。

キ 期間

当該プロジェクトを実施する期間（おおむね5年以内）を記載するものとする。当該期間中であっても必要に応じて所要の変更を行うものとする。

ク その他

上記のほか、プロジェクトの実施に当たって必要な事項を記載するものとする。

（3）連携ビジョンの検証及び変更等

広域リージョン連携の取組が持続的かつ効果的なものとなるよう、宣言リージョンは、社会経済情勢の変化も踏まえつつ、連携ビジョンに基づくプロジェクトを実施した効果について、適時に検証を行い、必要に応じて連携ビジョンの変更を行うものとする。

連携ビジョンの変更（軽微な変更を除く。）又は廃止をする際は、原則として、リージョン構成団体における協議を経るものとする。

連携ビジョンの策定又は変更にあたって、連携宣言の記載事項に変更が生じる場合、宣言リージョンは連携宣言を変更するものとする。

(4) 連携ビジョンの公表等

※ 具体的な手続等については、追って提示する。

第5 宣言リージョンに対する国の支援

(1) 総務省による助言及び支援

総務省は、広域リージョン連携宣言や連携ビジョンの作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、広域リージョン連携宣言や連携ビジョンの送付を受けた場合等には、必要に応じて、宣言リージョンに対して助言を行うとともに、関係府省と宣言リージョンの間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、関係府省と連携し、送付を受けた連携ビジョンに基づく宣言リージョンのプロジェクトに対して、国の支援措置等について分かりやすい形で情報を提供するとともに、宣言リージョンから新たな支援措置の求めがあった場合には、必要に応じ関係府省に対して検討依頼を行う等の支援を行うものとする。

(2) 連携ビジョンに基づき実施するプロジェクトに対する支援措置

① 新しい地方経済・生活環境創生交付金の活用

連携ビジョンに基づくプロジェクトであって、新しい地方経済・生活環境創生交付金の目的に合致し、かつ、その性質上、当該交付金の活用による地方創生の効果が見込まれるものについて支援を行う。

※ 具体的な支援措置の内容については、追って提示する。

② 関係府省の施策の活用

連携ビジョンに基づくプロジェクトであって、各府省が所管する補助事業等の目的に合致し、かつ、その性質上、当該補助事業等の活用による効果が見込まれるものについて支援を行う。

※ 対象となる補助事業等や具体的な支援措置の内容については、追って提示する。

※ 参考として、令和6年度補正予算又は令和7年度予算により各府省が講じている上記第3(4)に掲げる分野の補助事業等であって、都道府県域を超える広域的な範囲で、多様な主体の連携により行われる事業や取組が対象となり得るものの例は別紙のとおりである。

③ 規制の緩和等

連携ビジョンに基づくプロジェクトを推進するに当たって、十分な成果を生み出すために支障となる規制等が存在する場合、関係府省は、地方分権改革に関する提案募集における地方からの提案等も踏まえ、可能な限り規制の緩和等に取り組む。

○ 標記に該当するものは、下表のとおり。(9月2日時点)

(単位:億円)									
所管省庁	補助金等の名称	対象	補助率	予算額	所管省庁	補助金等の名称	対象	補助率	予算額
1 経済産業省	地域の人事部支援事業	民間団体等	2/3等	3	14 文部科学省	人材育成推進事業費補助金	自治体 大学等	10/10	21
2 経済産業省	中堅・中小企業の賃上げに向けた省 力化等の大規模成長投資補助金	民間団体等	1/3以下	1,409	15 文部科学省	共創の場形成支援プログラム	大学等	10/10	134
3 経済産業省	中堅・中核企業の経営力強化支援事 業	民間団体等	定額	4	16 文部科学省	地域活性化人材育成事業 SPARC	大学等	定額	8
4 経済産業省 (中小企業庁)	成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)	中小企業 大学・公設等	2/3等	123	17 農林水産省	大規模輸出産地モデル形成等支援事 業	都道府県	定額	3.5
5 国土交通省	日本版MaaS推進・支援事業(「交通空白」 解消等J-デザイン全面展開プロジェクト)	自治体 民間団体	2/3等	326 (内数)	18 農林水産省	GFP大規模輸出産地生産基盤強化プ ロジェクト	都道府県	定額	10
6 国土交通省	日本版MaaS推進・支援事業(観光促 進型)	自治体 民間団体	2/3	177 (内数)	19 農林水産省	フードテック支援事業補助金	民間団体	1/2	2.1
7 国土交通省	社会資本整備総合交付金(広域連携 事業)	都道府県	45%	5486 (内数)	20 農林水産省	農山漁村振興交付金	自治体 民間団体	1/2等	87 (内数)
8 国土交通省	社会資本整備総合交付金(都市公園・ 緑地等事業)	自治体	1/2	5486 (内数)	21 環境省	環境配慮行動普及促進事業費補助金・二 酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	自治体 民間団体	1/3	36.8 (内数)
9 国土交通省	地域生活圏形成リーディング事業(調 査業務)	官民連携団体	2/3等	2	22 環境省	生物多様性保全推進事業	自治体 民間団体	1/2等	1.7 (内数)
10 国土交通省	地域連携モーダルソフト等促進事業	官民連携団体	1/2等	15	23 環境省	脱炭素型循環経済システム構築促進 事業	民間団体 大学等	1/2等	40 (内数)
11 国土交通省	物流脱炭素化促進事業	民間団体	1/2以内	12	24 環境省	気候変動適応地域づくり推進事業	協議会	—	4.8 (内数)
12 国土交通省	ドローン配送拠点整備促進事業	協議会等	1/2以内	1	25 環境省	令和7年度良好な環境を活用した観 光モデル事業	自治体 協議会等	定額	1.5 (内数)
13 文部科学省	半導体人材育成拠点形成事業	大学等	定額	16	26 環境省	地域循環共生圏創造事業	自治体 民間団体	定額	3.3 (内数)